産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格(JIS)の制定、改正又は廃止のための産業標準案(以下、JIS 案という。)の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による"JIS 案の作成開始要件"を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降のJIS 案作成対象テーマについて、理由(必要性)及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下にJIS 素案の調査審議及び作成を行うためのWGを設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準3(産業標準化の利点・欠点)各コードの内容につきましては、 下記リンク先の5~6ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定 産業標 後機関 委員会	制定/ 女正/ 規格番号 廃止	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化 の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の 目的)	選定基準3 (産業標準化の利 (国が主体的に取り) 点・欠点) む分野の判断基準	選定基準5 且(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定
JSA 06 電 i	女正 C5920-4		receptacle style, fixed optical attenuator	r この規格は、屋内空調環境条件で光ファイバ伝送システムに用いるシングルモード光ファイバプラグレセプタクル形固定光減衰器の定格、満足する光学特性並びに対環境性及び耐久性について規定したもので、IEC 61753-051-3:2013を基に2019年に制定したものである。光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、ファイバ中の光強度を調整するために使用する固定減衰器は多量に導入され続けており、その個別規格を適正な内容に適宜更新することは重要である。一方、対応国際規格のIEC 61753-051-3がIEC 61753-051-02:2022 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performancestandard - Part 051-02: Plug-receptacle style single-mode fibre fixed optical attenuators forcategory C - Controlled environments) に置き換えられたこと、並びに引用しているJISの耐環境性及び耐久性に関する試験方法などが変更されたことから、この規格との技術的な差異が生じている。具体的には、高入力光パワーの試験条件の変更、耐寒性、耐熱性及び篩結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び篩結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び篩結強度試験の要求性能の変更、耐寒性、耐熱性及び篩な性に変更、耐寒性の試験ののでに併う差異である。これらの試験項目は、購入時の製品選定、及び長期使用時の特性保証の観点で非常に重要である。このような状況から、対応国際規格との技術的差異を解消し、関連するJISの改正状況などを踏まえ、実態に即したJISに改正する必要がある。	調達コストの削減、通信システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行えるとともに、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	要求性能の変更を行う。				法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG
JSA 06 電 i		光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験及び測定手順一第2-6部:試験-かん合部結強度一軸方向引張り[現行名称:光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験では一葉を受動にある。 「現行名称:光ファイバ接続デバイス及び光受動部品-基本試験のでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	Tensile strength of coupling mechanism (現行名称から変更なし)	この規格は、通常の使用状態で加わる軸方向への引張力に対して、光コネクタ間又は光コネクタと光デバイスとの間の締結機構の強度を調べる試験方法について規定している。 この規格は、2010年に第2版として改訂されたIEC 61300-2-6(Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic tests and measurement procedures - Part 2-6: Tests - Tensile strength of coupling mechanism) (以下、対応国際規格という。)を基に、2014年に制定された。その後、対応国際規格は、用語及び定義の追加、詳解に規定する事項の他文書との整合のための修正及び試験中の損失モニタリングを追記するための第3版の改訂が2023年11月に行われた。このJISは、ファイバオプティクス関連をはじめ、情報通信機器など132件のJISから引用されており重要度が高い。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、市場から求められている試験中の損失モニタリングを追記するなど実態に即した内容に改正する必要がある。	試験中の損失モニタリングを追加した対応 国際規格の最新版に整合させることによっ て、特に海外との商取引において混乱を 避けることができ、この規格を引用する製 品規格及び製品仕様に係る製品の輸出 入の拡大を図ることが可能になる。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、対応国際規格に合わせて用語及び定義の箇条を新たに設ける。 ・概要において、供試品の設置などについてより詳細に記載する。 ・装置において、特にトルクレンチを用いて締結することもないことからトルクレンチの規定を削除する。 ・手順において、試験を適切に実施するため、より詳細な手順を示す供試品の準備などの項目を追加する。 ・試験の厳しさの程度において、環境カテゴリを最新の国際規格の規定に整合させて、カテゴリのP、カテゴリなどを追加する。。 ・詳細に規定する事項において、関連するJISC61300-2規格群に合わせた項目に改める。			第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	法律の目的に適合している。	利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定 機関 JSA	産業標 制定/ 準作成 改正/ 委員会 廃止 06 電 改正 (子	P	JIS案の名称 光ファイバ接続デバイス及び光 受動部品 – 基本試験及び測定 手順 – 第2 – - 26部: 塩水噴霧 試験	interconnecting devices and passive components	改正する理由(必要性) 【必要性】 この規格は、塩水噴霧に対する光ファイバ接続デバイス及び光受動部品を構成する金属の耐食性、及び異なる金属間の腐食防止処理が十分であるかを評価する試験手順	ついて、国内での測定結果をそのまま国	主な改正点は、次のとおり。	対応する国際規格番号 及び名称 BEC 61300-2-26:2023 IDT	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項:	法律の目的に適合し ている。 大点: 欠点:	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 (WG) 一般財団法人光産業 もの 技術振興協会のWG	作成開始 予定
				- Part 2-26:Tests - Salt mist	について規定している。 この規格は、2006年に第2版として改訂されたIEC 61300 -2-26 (Fibre optic interconnecting devices and passive components — Basic test andmeasurement procedures — Part 2-26: Tests — Salt mist) (以下、対応国際規格という。)を基に、2013年に制定された。その後、2023年に改訂された対応国際規格では、試験の厳しさの程度について、IEC61753-1と整合を取るとともに、試験内容について、IEC60068-2-11と整合をとり、手順をより明確にするための改訂が行われている。 このような状況から、日本国内においても多く使用される製品に関わるものであり、国際的な標準に整合した試験にするため、改正を行う必要がある。	に電気・電子機器に組み込んで使用することが容易になり、市場の拡大が期待される。	・塩水噴霧の装置の塩溶液において、塩溶液の条件や準備方法などについて詳細を追加する。 ・装置の試験槽において、試験温度の測定位置の条件及び噴霧状態確認のための漏斗の条件を追加する。 ・手順において、初期測定及び最終測定の内容を、関連する規定の引用を増やすなど、より詳細に定める。 ・試験の厳しさの程度において、カテゴリごとの推奨値を新たに定める。		光受動部品	い。		
JSA	06 電 改正 (電力測定方法	Desktop and notebook computers — Measurement of energy consumption	【改正する理由(必要性)】 この規格は、最終製品として販売するデスクトップ及びノートブックのパーソナルコンピュータの消費電力測定方法について規定したもので、基とした国際規格のIEC 62623 (Desktop and notebook computers — Measurement of energy consumption)の初版は、2012年に発行され、当時のENERGY STAR V5 を参照し、テスト方法を規定していた。発行から10年が経過し、参照するENERGY STARの最新版やパーソナルコンピュータの機器の多様化等に対応する必要性が出ていた。このため、例えば近年省電力化の為に、新しいスタンバイ機能(モダンスタンバイ)の対応が行われ、また新しいENERGY STARでは新機能に対応した基準値や計算式の変更が行われるなど、国際の場で議論が始ま9IEC 62623の第2版が2022年4月27日に発行された。JISにおいても、今回の国際規格の最新版に対応した技術水準の規定とするため、この規格の改正が必須となっている。	改正による最新の技術レベルに対応した方法で測定した消費電力値を広く市場へ公開することで、消費者にとって、購入の際のより公平な比較検討が可能となる。また、製造業者に対しても、品質改善の促進とともに、省エネルギー及びカーボンニュートラルへの貢献意識の高まりが期待できる。	・EUT (被試験機器)の仕様において、消費電力モードの1つとして、 代替低消費電力モード、Palpm (代替低消費電力モードの平均消費電力測定値)を追加する。 ・EUT設定及び試験条件において、自動輝度制御機能に関する条件及びデスクトップパーソナルコンピュータ用の外部ディスプレイの準備(ディスプレイ接続優先度及び解像度)に関する条件を追加する。 ・近年の技術進歩に合わせ、代替低消費電力モードの測定方法を追加し、消費電力計算式を変更する。 ・有効RMS電力計測器の精度において、その精度を2倍に改める。具体的には、1.0W以上の測定値を0.5W以上に変更し、0.5W未満の場合は0.02Wを0.01Wの精度に変更する。	IEC 62623:2022 IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 鉱工業品(パーソナルコンピュータ)	法律の目的に適合し 利点: ア、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	